

議案第65号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

貸切り利用ができる全ての施設に営利を目的として使用する場合は利用料金の限度額を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第5項の表(1)の部備考中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の200相当額とする。

付則第5項の表(2)の部備考第4項中「トラック及びフィールドの」を削り、同表(3)の部備考を次のように改める。

備考

- 1 貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

- (1) 第1回 午前9時から午前11時まで
- (2) 第2回 午前11時から午後1時まで
- (3) 第3回 午後1時から午後3時まで
- (4) 第4回 午後3時から午後5時まで
- (5) 第5回 午後5時から午後7時まで
- (6) 第6回 午後7時から午後9時まで

- 2 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の使用料の100分の200相当額とする。

別表第3の1の部(1)の款備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の1の部(2)の款備考第4項中「トラック及びフィールドの」を削り、同部(3)の款備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の1の部(4)の款備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の1の部(5)の款に備考として次のように加える。

備考 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の2の部(1)の款備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の2の部(2)の款備考中「水元多目的広場（全面）及び水元多目的広場（半面）の」を削り、同表3の部(1)の款備考中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の3の部(2)の款備考第4項中「トラック及びフィールドの」を削り、同部(3)の款に備考として次のように加える。

備考 貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

別表第3の4の部備考第4項中「球技場（1面）、小菅フットサル場（1面）、堀切フットサル場（1面）、東金町多目的広場（全面）、東金町多目的広場（半面）、新宿多目的広場（全面）及び新宿多目的広場（半面）の」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の付則第 5 項及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。